

京 都 大 学 企 画 委 員 会 規 程 等 新 旧 対 照 表

改 正 前	改 正 後
<p><b>京都大学企画委員会規程</b> (平成16年達示第64号)</p> <p>(前 略)</p> <p>第2条 委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。</p> <p>(1) 将来構想担当の理事（以下「担当理事」という。）</p> <p>(2) 研究科長 <u>4名</u></p> <p>(3) 研究所長又はセンター長 1名</p> <p>(4) 企画部長</p> <p>(5) その他総長が必要と認める者 <u>3～8名</u></p> <p>2 前項第2号、第3号及び第5号の委員は、総長が委嘱する。</p> <p>3 第1項第2号、第3号及び第5号の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、担当理事の任期の終期を超えないものとする。</p> <p>(後 略)</p>	<p>第2条 委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。</p> <p>(1) (同 左)</p> <p>(2) 研究科長 <u>5名</u></p> <p>(3) } (同 左)</p> <p>(4) }</p> <p>(5) その他総長が必要と認める者 <u>若干名</u></p> <p>2 }</p> <p>3 } (同 左)</p>
<p><b>京都大学施設整備委員会規程</b> (平成16年達示第65号)</p> <p>(前 略)</p> <p>第2条 委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。</p> <p>(1) 施設担当の理事（以下「担当理事」という。）</p> <p>(2) 研究科長 <u>4名</u></p> <p>(3) 研究所長又はセンター長 1名</p> <p>(4) 高等教育研究開発推進機構長、情報環境機構長及び図書館機構長</p> <p>(5) 施設環境部長</p> <p>(6) その他総長が必要と認める者 <u>1～5名</u></p> <p>2 前項第2号、第3号及び第6号の委員は、総長が委嘱する。</p> <p>3 第1項第2号、第3号及び第6号の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、担当理事の任期の終期を超えないものとする。</p> <p>(後 略)</p>	<p>第2条 委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。</p> <p>(1) (同 左)</p> <p>(2) 研究科長 <u>5名</u></p> <p>(3) }</p> <p>(4) } (同 左)</p> <p>(5) }</p> <p>(6) その他総長が必要と認める者 <u>若干名</u></p> <p>2 }</p> <p>3 } (同 左)</p>

改 正 前	改 正 後
<p><b>京都大学財務委員会規程</b> (平成16年達示第66号)</p> <p>(前 略)</p> <p>第2条 委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。</p> <p>(1) 財務担当の理事 (以下「担当理事」という。)</p> <p>(2) 研究科長 <u>4名</u></p> <p>(3) 研究所長又はセンター長 1名</p> <p>(4) 医学部附属病院長</p> <p>(5) 財務部長</p> <p>(6) その他総長が必要と認める者 <u>2～7名</u></p> <p>2 前項第2号、第3号及び第6号の委員は、総長が委嘱する。</p> <p>3 第1項第2号、第3号及び第6号の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、担当理事の任期の終期を超えないものとする。</p> <p>4 第1項の規定にかかわらず、第1条第1号に掲げる事項について審議を行うときは、必要に応じて、第1項第2号、第3号又は第6号の委員の数を増すことができる。</p> <p>5 前項の規定による委員の任期は、第3項の規定にかかわらず、総長が定める。</p> <p>(後 略)</p>	<p>第2条 委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。</p> <p>(1) (同 左)</p> <p>(2) 研究科長 <u>5名</u></p> <p>(3) } (同 左)</p> <p>(4) } (同 左)</p> <p>(5) } (同 左)</p> <p>(6) その他総長が必要と認める者 <u>若干名</u></p> <p>2 } (同 左)</p> <p>3 } (同 左)</p> <p>4 } (同 左)</p> <p>5 } (同 左)</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>この規程は、平成20年10月1日から施行する。</p>